

2018年7月6日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザリー部

—外商投資政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第470号）

# 国家発展改革委員会、商務部、 全国・自貿区ネガティブリストを公布 全産業において、対外開放の推進に注力

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家発展改革委員会、商務部は、2018年6月28日付で『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』（国家発展改革委員会・商務部令第18号、以下『2018年版全国ネガティブリスト』という）を、2018年6月30日付で『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』（国家発展改革委員会・商務部令第19号、以下『2018年版自貿区ネガティブリスト』という）を相次いで公布しました。それぞれ、全国と自由貿易試験区（以下「自貿区」という）において適用される外商投資に対する参入規制・禁止事項を列記しています。

### □ より透明で、規範化されたネガティブリストへ

外商投資に対する「参入前内国民待遇+ネガティブリスト管理モデル」は、2013年9月に初めて上海自貿区で試行され、2017年1月に全国規模において展開されてきました。

今回は、全国と自貿区にそれぞれ適応されている2つのネガティブリストに対し、同時に改定を行い、規制項目を大幅に縮小しました。これまで異なる形式をとった2つのネガティブリストですが、全体的に一致性を持たせるため、両者はともに一覧表の形式に統一されました。

また、その他共通項として、持分や高級管理職に対する要求などの特別管理措置を統一的に列記し、ネガティブリストに明記されていない分野などについては、内外資一致の原則および現行の規定に基づき管理、執行するとしています。

### □ 全国では、製造業・サービス業を重点に対外開放措置を実施

『2018年版全国ネガティブリスト』は、『外商投資産業指導目録（2017年改定）』（国家発展改革委員会・商務部令第4号、以下『2017年版指導目録』という）における『外商投資参入特別管理措置（ネガ

ティブリスト)』(以下『2017年版全国ネガティブリスト』という)<sup>1</sup>を改定したうえで、『2017年版指導目録』から独立して公布されたものです。参入規制・禁止事項は63項目から48項目に削減されました。

2017年版と比べて、今回の改定では第一次・第二次・第三次産業における全面的な参入規制の緩和が図られており、関連の対外開放措置は、金融・交通運輸・ビジネス流通・専門サービス・製造・インフラ・エネルギー・天然資源・農業などの分野の計22項目に及びます(図表1を参照)。特に注目を浴びている自動車製造や金融の分野などについては、対外開放措置のタイムスケジュールと移行期間を設定し、今後の政策の道筋を示しています。

**【図表1】22の対外開放措置**

製造業の 基本的な 対外開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2018年に特殊自動車、新エネルギー車の完成車製造に係る外資持分比率の制限、2020年に商用車に係る外資持分比率の制限、2022年に乗用車に係る外資持分比率の制限および設立可能な合弁企業は2社を超えないとする制限を撤廃</li> <li>✓ 船舶(含むブロック)の設計、製造と修理は中国側が持分支配しなければならない制限を撤廃</li> <li>✓ 幹線、非幹線航空機の設計、製造とメンテナンス、3トン級以上のヘリコプターの設計と製造、地面効果翼機の製造および無人航空機、エアロスタッフ(軽航空機)の設計と製造は中国側が持分支配しなければならない制限を撤廃</li> <li>✓ 一般航空機の設計、製造とメンテナンスは合弁、合作に限る制限を撤廃</li> <li>✓ 武器、弾薬の製造はネガティブリストに列記しない</li> </ul>
サービス業 の大幅な 対外開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電力網の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない制限を撤廃</li> <li>✓ 鉄道幹線路線の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない制限を撤廃</li> <li>✓ 鉄道旅客運輸会社は中国側が持分支配しなければならない制限を撤廃</li> <li>✓ 国際海上運輸会社は合弁、合作に限る制限を撤廃</li> <li>✓ 国際船舶の代理は中国側が持分支配しなければならない制限を撤廃</li> <li>✓ 稲、小麦、トウモロコシの買付、卸売に係る外資参入制限を撤廃</li> <li>✓ 同一の国外投資家が、30超の拠点を有し、複数のサプライヤーによる異なる種類とブランドの石油製品を販売するガソリンスタンドチェーンを設立するにあたり、その建設、経営は中国側が持分支配しなければならない制限を撤廃</li> <li>✓ 中資系銀行に対する外資の単一持分比率は20%を超えず、合計持分比率は25%を超えない制限を撤廃</li> <li>✓ 2018年に「証券会社、アセットマネジメント会社は中国側が持分支配する」を「外資の持分比率は51%を超えない」へ改定。2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃</li> <li>✓ 2018年に「先物取引会社は中国側が持分支配する」を「外資の持分比率は51%を超えない」へ改定。2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃</li> <li>✓ 2018年に生命保険会社における外資の持分比率を50%から51%まで緩和。2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃</li> <li>✓ 測量・作図会社は中国側が持分支配しなければならない制限を撤廃</li> <li>✓ インターネット接続サービスに係る営業場所への投資を禁止する規定を撤廃</li> </ul>
農業、天然資 源等の分野 への参入 規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 小麦、トウモロコシ以外の農作物について、新品種の選択的な育種と種子の生産は中国側が持分支配しなければならない制限を撤廃</li> <li>✓ 特殊および希少な石炭類の探査、採掘は中国側が持分支配しなければならない制限を撤廃</li> <li>✓ グラファイトの探査、採掘に係る外資参入制限を撤廃</li> <li>✓ レアアースの製錬、分離は合弁、合作に限る制限、タンクステンの製錬に係る外資参入制限を撤廃</li> </ul>

(『2018年版全国ネガティブリスト』改定の説明などに基づき、中国アドバイザリー部作成)

<sup>1</sup> 『2017年版全国ネガティブリスト』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第448号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cnbd/express/pdf/R419-0467-XF-0105.pdf>

## □ 自貿区では先行試行措置を通じて、さらなる改革・開放モデルを模索

『2018 年版自貿区ネガティブリスト』は、『自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017 年版）の印刷・配布に関する通達』（国弁発[2017]51 号、以下『2017 年版自貿区ネガティブリスト』という）<sup>2</sup>に対して改定を行ったもので、参入規制・禁止事項は 95 項目から 45 項目に削減されました。『2018 年版自貿区ネガティブリスト』は 2017 年版を踏襲し、引き続き「一覧表＋説明」の形式をとり、また、一部内容については、外資の参入に対する資質条件や業績などの要求も追加記載しています。

外商投資に対する参入規制の緩和について、基本的に前述の全国の開放措置と一致させており、そのうえで自貿区の「試験田」としての役割を充分に発揮させ、引き続き重点分野での先行試行措置を実施するとしています（図表 2 を参照）。これにより、さらなる対外開放の模索や、ネガティブリスト管理制度改善のための複製可能な経験が積み重ねられることが期待されます。

【図表 2】自貿区における先行試行措置

農業	✓ 小麦、トウモロコシの新品種の選択的な育種および種子の生産に係る外資側の持分比率を「49%を下回らない」から「66%を下回らない」に緩和
採掘業	✓ 石油、天然ガス（炭層ガスを含み、オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等を除く）の探査、開発は合弁、合作に限る制限を撤廃 ✓ 放射性鉱物の製錬・加工、核燃料の生産への投資禁止の制限を撤廃
文化・娯楽	✓ 公演・イベント関連運営機関は中国側が持分支配しなければならない制限を撤廃 ✓ 文学・芸術公演団体については「投資禁止」から「中国側が持分支配しなければならない」に緩和
付加価値 電信業務	✓ 上海自貿区の従来の地域（28.8 平方キロメートル）における付加価値電信業務に係る試行政策をすべての自貿区に拡大して執行する。

（『2018年版自貿区ネガティブリスト』改定の説明などに基づき、中国アドバイザリー部作成）

\*

改革開放から 40 周年を迎える中国では、全面的な対外開放の新たな枠組みの形成とグローバルな経済発展の促進に一段と注力しています。直近では、本稿で紹介するネガティブリストを含め、外資利用の拡大などに係る政策・措置が立て続けに公布されており<sup>3</sup>、この点からも中国のさらなる対外開放に対する本気度がうかがわれます。

『2018 年版全国ネガティブリスト』は 2018 年 7 月 28 日より、『2018 年版自貿区ネガティブリスト』は 2018 年 7 月 30 日より施行されます。これに伴い、『2017 年版全国ネガティブリスト』、『2017 年版自貿区ネガティブリスト』は同時に廃止され、『2017 年版指導目録』における『外商投資奨励産業目録』は引き続き、施行されます。

『2018 年版全国ネガティブリスト』および『2018 年版自貿区ネガティブリスト』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 12 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部】

<sup>2</sup> 『2017 年版自貿区ネガティブリスト』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 446 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cnbd/express/pdf/R419-0464-XF-0105.pdf>

<sup>3</sup> 関連の政策・措置については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 469 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cnbd/express/pdf/R419-0491-XF-0105.pdf>

(日本語仮訳)

中華人民共和国國家發展改革委員會、  
中華人民共和國商務部令  
第 18 号

『外商投資參入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018 年版）』は党中央、國務院の同意を経て、ここに公布し、2018 年 7 月 28 日より施行する。2017 年 6 月 28 日付で國家發展改革委員會、商務部が公布した『外商投資產業指導目錄（2017 年改定）』における外商投資參入特別管理措置（外商投資參入ネガティブリスト）は同時に廃止し、外商投資獎勵產業目錄は継続的に執行する。

國家發展改革委員會主任：何立峰

商務部部長：鐘山

2018 年 6 月 28 日

外商投資參入特別管理措置  
(ネガティブリスト) (2018 年版)  
説明

1. 『外商投資參入特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下、『外商投資參入ネガティブリスト』という）は統一的に持分要求、高級管理職要求等の外商投資參入に係る特別管理措置を列記する。『外商投資參入ネガティブリスト』以外の分野について、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。
2. 『外商投資參入ネガティブリスト』は一部の分野に対し參入規制の撤廃もしくは緩和の移行期間を列記し、移行期間の満了後、期限通りにその參入規制を撤廃もしくは緩和する。
3. 国外投資家は個人工商業者、個人独資企業の投資者、農民專業合作社のメンバーとして、投資・経営活動に従事してはならない。
4. 国外投資家は『外商投資參入ネガティブリスト』における外商投資を禁止する分野へ投資してはならない。『外商投資參入ネガティブリスト』における投資非禁止分野への投資にあたって、外資參入に対する許可を申請しなければならない。持分要求を有する分野への投資にあたって、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。
5. 国内の公司、企業もしくは自然人は、その国外において合法的に設立もしくは持分支配する公司をもって、それと関連関係を有する国内の公司を合併・買収し、外商投資プロジェクトと企業

設立および変更登記事項に係る場合、現行の規定に基づき取り扱う。

6. 『外商投資参入ネガティブリスト』に列記していない文化、金融等の分野および行政審査、資質条件、国家安全等の関連措置について、現行の規定に基づき執行する。
7. 『中国本土と香港経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『中国本土とマカオ経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『海峡两岸経済協力枠組協定』およびその後続の協定、我が国と関連国家が署名した自由貿易区協定と投資協定、我が国が参加した国際条約において、条件に合致する投資家に対しさらなる優遇・対外開放措置がある場合、関連協議もしくは協定の規定に基づき執行する。自由貿易試験区等の特殊経済区域において、条件に合致する投資家に対しさらなる優遇・対外開放措置を実施する場合、関連規定に基づき執行する。
8. 『外商投資参入ネガティブリスト』は発展改革委員会、商務部が関連部門とともに解釈の責任を負う。

### 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）

No.	分野	特別管理措置
1、農林水産業		
(1)	種苗業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小麦、トウモロコシの新品種の選択的な育種および種子の生産は、中国側が持分支配しなければならない。</li> <li>2. 中国における希有および特有の貴重な優良品種に係る研究・開発、養殖、栽培および関連繁殖材料の生産への投資を禁止する（栽培業、畜産業、水産業における優良な遺伝子を含む）。</li> <li>3. 農作物、種苗・家畜・家禽、水産種苗の遺伝子組換品種の選択的な育種およびそれの遺伝子組換種子（苗）の生産への投資を禁止する。</li> </ol>
(2)	漁業	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 中国の管轄海域および内陸水域における水産物の漁獲への投資を禁止する。</li> </ol>
2、採掘業		
(3)	石油と天然ガスの採掘	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. 石油、天然ガス（炭層ガスを含み、オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等を除く）の探査、開発は合弁、合作に限る。</li> </ol>
(4)	非鉄金属鉱物と非金属鉱物の採掘・選鉱および採掘の補助活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>6. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、螢石の探査、採掘への投資を禁止する。</li> <li>7. レアアースの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する。</li> <li>8. 放射性鉱物の探査、採掘および選鉱への投資を禁止する。</li> </ol>
3、製造業		
(5)	印刷業	<ol style="list-style-type: none"> <li>9. 出版物の印刷は中国側が持分支配しなければならない。</li> </ol>
(6)	核燃料および放射線加工業	<ol style="list-style-type: none"> <li>10. 放射性鉱物の製錬・加工、核燃料の生産への投資を禁止する。</li> </ol>
(7)	漢方煎じ薬の加工および漢方製剤の生産	<ol style="list-style-type: none"> <li>11. 漢方煎じ薬の蒸、炒、炙、煅（焼く）等の炮制技術の応用および漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。</li> </ol>
(8)	自動車製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>12. 特殊自動車、新エネルギー自動車を除き、自動車の完成車製造に係る中国側の持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。（2020年に商用車製造に係る外資の持分比率に対する制限を撤廃する。）</li> </ol>

		2022年に乗用車製造に係る外資の持分比率に対する制限、および同一の外商が国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる制限を撤廃する)
(9)	通信設備製造	13. 衛星テレビ・ラジオの地上受信設備および重要部品の生産。
(10)	その他の製造業	14. 宣紙、墨の生産への投資を禁止する。
4、電力、熱、ガスおよび水の生産と供給業		
(11)	原子力発電	15. 原子力発電所の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。
(12)	管網施設	16. 人口50万人以上の都市における都市ガス、熱と給排水の管網建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。
5、卸売と小売業		
(13)	たばこ製品	17. 葉タバコ、紙巻たばこ、再乾燥葉タバコおよびその他たばこ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
6、交通運輸、倉庫保管および郵政業		
(14)	水上運輸業	18. 国内の水上運輸会社は中国側が持分支配しなければならない。 19. 国内の船舶代理会社は中国側が持分支配しなければならない。
(15)	航空旅客・貨物運輸	20. 公共航空運輸会社は必ず中国側が持分支配をし、且つ1社の外商およびその関連企業の投資比率が25%を超えてはならず、法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない。
(16)	一般航空サービス	21. 一般航空会社の法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない、このうち農業、林業、漁業に係る一般航空会社は合弁に限り、その他の一般航空会社は中国側による持分支配に限る。
(17)	空港と航空交通管理	22. 民間空港の建設、経営は中国側が相対的に持分支配しなければならない。 23. 航空交通管制への投資を禁止する。
(18)	郵便業	24. 郵便会社、書簡に係る国内宅配業務への投資を禁止する。
7、情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業		
(19)	電信	25. 電信会社：中国がWTO加盟時に对外開放を公約した電信業務に限り、付加価値電信業務に係る外資の持分比率は50%を超える（電子商取引を除く）、基礎電信業務は中国側が持分支配しなければならない。
(20)	インターネットおよび関連サービス	26. インターネットニュース情報サービス、オンライン出版サービス、オンライン番組視聴サービス、インターネット・カルチャーの経営（音楽を除く）、インターネット一般向け情報サービスへの投資を禁止する（上述サービスのうち、中国がWTO加盟時の公約によりすでに对外開放した内容を除く）。
8、金融業		
(21)	資本市場サービス	27. 証券会社における外資の持分比率は51%を超える、アセットマネジメント会社に係る外資の持分比率は51%を超えない。（2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃する） 28. 先物取引会社における外資の持分比率は51%を超えない。（2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃する）
(22)	保険業	29. 生命保険会社における外資の持分比率は51%を超えない。（2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃する）
9、リースおよびビジネス・サービス業		
(23)	法律サービス	30. 中国の法律事務（中国の法的環境の影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなってはならない。
(24)	コンサルティングおよび調査	31. 市場調査は合弁、合作に限り、このうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない。 32. 社会調査への投資を禁止する。
10、科学研究および技術サービス業		
(25)	研究・開発	33. 人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発および応用への投資を禁止する。 34. 人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
(26)	専門技術サービス業	35. 測地測量・海洋測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図、地形図・世界行政区画地図・全国行政区画地図・省級以下行政区画地図・全国における教材用地図・地方における教材用地図・高精度3D地図とナビゲーション電子地図の編制、地域的な地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する。
11、水利、環境および公共施設管理業		

(27)	野生動植物の保護	36. 国が保護する中国原産の野生動植物資源に対する開発への投資を禁止する。
12. 教育		
(28)	教育	37. 就学前、普通高校と高等教育機関は中外合作による学校運営に限り、中国側が主導しなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有し、理事会、董事会もしくは共同管理委員会における中国側のメンバーは2分の1を下回ってはならない）。 38. 義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
13. 衛生および社会事業		
(29)	衛生	39. 医療機関は合弁、合作に限る。
14. 文化、スポーツおよび娯楽業		
(30)	ニュース出版	40. 報道機関への投資を禁止する（通信社を含むが、この限りではない）。 41. 書籍、新聞、定期刊行物、音声・映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。
(31)	ラジオ・テレビの放送、伝送、制作、経営	42. 各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（電波塔、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波中継局、監視・モニタリング局および有線ラジオ・テレビ伝送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信設備据付サービスへの従事を禁止する。 43. ラジオ・テレビ番組の制作・経営（輸入業務を含む）会社への投資を禁止する。
(32)	映画の制作、配給、放映	44. 映画館の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。 45. 映画制作会社、配給会社、興行会社および映画の輸入業務への投資を禁止する。
(33)	文物の保護	46. 文物を競売するオークション会社、文物商店および国有文物博物館への投資を禁止する。
(34)	文化・娯楽	47. 公演・イベント関連運営機関は中国側が持分支配しなければならない。 48. 文学・芸術公演団体への投資を禁止する。

中華人民共和国国家発展改革委員会、  
中華人民共和国商務部令  
第 19 号

『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018 年版）』は党中央、國務院の同意を経て、ここに公布し、2018 年 7 月 30 日より施行する。2017 年 6 月 5 日付で國務院弁公庁が印刷、公布した『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017 年版）』は同時に廃止する。

国家発展改革委員会主任：何立峰

商務部部長：鐘山

2018 年 6 月 30 日

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置  
(ネガティブリスト) (2018 年版)  
説明

1. 『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下、『自貿試験区ネガティブリスト』という）は統一的に持分要求、高級管理職要求等の外商投資参入に係る特別管理措置を列記し、自由貿易試験区において適用する。『自貿試験区ネガティブリスト』以外の分野について、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。
2. 『自貿試験区ネガティブリスト』は一部の分野に対し参入規制の撤廃もしくは緩和の移行期間を列記し、移行期間の満了後、期限通りにその参入規制を撤廃もしくは緩和する。
3. 国外投資家は個人工商業者、個人独資企業の投資者、農民專業合作社のメンバーとして、投資・経営活動に従事してはならない。
4. 国外投資家は『自貿試験区ネガティブリスト』における外商投資を禁止する分野へ投資してはならない。『自貿試験区ネガティブリスト』における投資非禁止分野への投資にあたって、外資参入に対する許可を申請しなければならない。持分比率の要求を有する分野への投資にあたって、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。
5. 国内の公司、企業もしくは自然人は、その国外において合法的に設立もしくは持分分配する公司をもって、それと関連関係を有する国内の公司を合併・買収し、外商投資プロジェクトと企業設立および変更登記事項に係る場合、現行の規定に基づき取り扱う。

6. 『自貿試験区ネガティリスト』に列記していない文化、金融等の分野および行政審査、資質条件、国家安全等の関連措置について、現行の規定に基づき執行する。
7. 『中国本土と香港経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『中国本土とマカオ経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『海峡两岸経済協力枠組協定』およびその後続の協定、我が国と関連国家が署名した自由貿易区協定と投資協定、我が国が参加した国際条約において、条件に合致する投資家に対しさらなる優遇・対外開放措置がある場合、関連協議もしくは協定の規定に基づき執行する。
8. 『自貿試験区ネガティリスト』は発展改革委員会、商務部が関連部門とともに解釈の責任を負う。

### 自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置 (ネガティリスト) (2018年版)

No.	分野	特別管理措置
<b>1、農林水産業</b>		
(1)	種苗業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小麦、トウモロコシの新品種の選択的な育種および種子の生産に係る中国側の持分比率は34%を下回らない。</li> <li>2. 中国における希有および特有の貴重な優良品種に係る研究・開発、養殖、栽培および関連繁殖材料の生産への投資を禁止する（栽培業、畜産業、水産業における優良な遺伝子を含む）。</li> <li>3. 農作物、種苗・家畜・家禽、水産種苗の遺伝子組換品種の選択的な育種およびその遺伝子組換種子（苗）の生産への投資を禁止する。</li> </ol>
(2)	漁業	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 中国の管轄海域および内陸水域における水産物の漁獲への投資を禁止する。</li> </ol>
<b>2、採掘業</b>		
(3)	非鉄金属鉱物と非金属鉱物の採掘・選鉱および採掘の補助活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、萤石の探査、採掘への投資を禁止する。</li> <li>6. レアアースの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する。（許可を経ずに、レアアース鉱区への進入もしくは鉱山の地質資料、鉱石のサンプルおよび生産のプロセス技術の取得を禁止する。）</li> <li>7. 放射性鉱物の探査、採掘および選鉱への投資を禁止する。</li> </ol>
<b>3、製造業</b>		
(4)	印刷業	<ol style="list-style-type: none"> <li>8. 出版物の印刷は中国側が持分支配しなければならない。</li> </ol>
(5)	漢方煎じ薬の加工および漢方製剤の生産	<ol style="list-style-type: none"> <li>9. 漢方煎じ薬の蒸、炒、炙、煅（焼く）等の炮制技術の応用および漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。</li> </ol>
(6)	自動車製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>10. 特殊自動車、新エネルギー自動車を除き、自動車の完成車製造に係る中国側の持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。（2020年に商用車製造に係る外資の持分比率に対する制限を撤廃する。2022年に乗用車製造に係る外資の持分比率に対する制限、および同一の外商が国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる制限を撤廃する）</li> </ol>
(7)	通信設備製造	<ol style="list-style-type: none"> <li>11. 衛星テレビ・ラジオの地上受信設備および重要部品の生産。</li> </ol>
(8)	その他の製造業	<ol style="list-style-type: none"> <li>12. 宣紙、墨の生産への投資を禁止する。</li> </ol>
<b>4、電力、熱、ガスおよび水の生産と供給業</b>		
(9)	原子力発電	<ol style="list-style-type: none"> <li>13. 原子力発電所の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。</li> </ol>

(10)	管網施設	14. 人口50万人以上の都市における都市ガス、熱と給排水の管網建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。
<b>5、卸売と小売業</b>		
(11)	たばこ製品	15. 葉タバコ、紙巻たばこ、再乾燥葉タバコおよびその他たばこ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
<b>6、交通運輸、倉庫保管および郵政業</b>		
(12)	水上運輸業	16. 国内の水上運輸会社は中国側が持分支配しなければならない。（且つ中国籍の船舶もしくは船腹の経営もしくはチャーター等の方式で形を変えて、国内での水路運輸業務およびその他補助業務を経営してはならない。水路運輸の経営者は外国籍の船舶を使用して国内での水路運輸業務を経営してはならないが、中国政府の許可を経て、国内においてそれが申請する運輸の要求を満たすことができる中国籍の船舶がなく、且つ船舶が停泊する港湾もしくは水域が対外的に開放されている港湾もしくは水域である場合、水路運輸の経営者は中国政府が規定する期限もしくは運行回数内において、一時的に外国籍の船舶を使用して中国の港湾間での海上運輸と曳航を経営することができる。） 17. 国内の船舶代理会社は中国側が持分支配しなければならない。
(13)	航空旅客・貨物運輸	18. 公共航空運輸会社は中国側が持分支配をし、且つ1社の外商およびその関連企業の投資比率が25%を超えてはならず、法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない。（中国公共航空運輸企業のみが国内の航空サービスを経営することができ、合わせて中国指定キャリアとして定期と不定期の国際航空サービスを提供する。）
(14)	一般航空サービス	19. 一般航空会社の法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない。このうち農業、林業、漁業に係る一般航空会社は合弁に限り、その他の一般航空会社は中国側による実質的支配に限る。
(15)	空港と航空交通管理	20. 民間空港の建設、経営は中国側が相対的に支配しなければならない。 21. 航空交通管制への投資を禁止する。
(16)	郵便業	22. 郵便会社（および郵便サービスの経営）、書簡に係る国内宅配業務への投資を禁止する。
<b>7、情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業</b>		
(17)	電信	23. 電信会社：中国がWT0加盟時に对外開放を公約した電信業務に限り、付加価値電信業務に係る外資の持分比率は50%を超えては（電子商取引を除く）、基礎電信業務は中国側が持分支配しなければならない（且つ事業者は法に基づき設立する専門的に基礎電信業務に従事する公司でなければならない）。上海自貿試験区の従来の地域（28.8平方キロメートル）における試行政策はすべての自貿試験区に拡大して執行する。
(18)	インターネットおよび関連サービス	24. インターネットニュース情報サービス、オンライン出版サービス、オンライン番組視聴サービス、インターネット・カルチャーの経営（音楽を除く）、インターネット一般向け情報サービスへの投資を禁止する（上述サービスのうち、中国がWT0加盟時の公約によりすでに对外開放した内容を除く）。
<b>8、金融業</b>		
(19)	資本市場サービス	25. 証券会社における外資の持分比率は51%を超えて、アセットマネジメント会社における外資の持分比率は51%を超えない。（2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃する） 26. 先物取引会社における外資の持分比率は51%を超えない。（2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃する）
(20)	保険業	27. 生命保険会社における外資の持分比率は51%を超えない。（2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃する）
<b>9、リースおよびビジネス・サービス業</b>		
(21)	法律サービス	28. 中国の法律事務（中国の法的環境の影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなってはならない。（外国の法律事務所は代表機構の方式でのみ中国に進出することができ、且つ中国の資格を持つ弁護士を雇用してはならず、雇用する補助人員は当事者に法律サービスを提供してはならない。もし中国において代表機構、派遣・駐在代表を設立する場合、中国の司法・行政部門の許可を経なければならない。）
(22)	コンサルティングおよび調査	29. 市場調査は合弁、合作に限り、このうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない。 30. 社会調査への投資を禁止する。
<b>10、科学研究および技術サービス業</b>		

(23)	研究・開発	31. 人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発および応用への投資を禁止する。 32. 人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
(24)	専門技術サービス業	33. 測地測量・海洋測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図、地形図・世界行政区画地図・全国行政区画地図・省級以下行政区画地図・全国における教材用地図・地方における教材用地図・高精度3D地図とナビゲーション電子地図の編制、地域的な地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する。
11、水利、環境および公共施設管理業		
(25)	野生動植物の保護	34. 国が保護する中国原産の野生動植物資源に対する開発への投資を禁止する。
12、教育		
(26)	教育	35. 就学前、普通高校と高等教育機関は中外合作による学校運営に限り、中国側が主導しなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有し（且つ中国国内において定住する）、理事会、董事会もしくは共同管理委員会における中国側のメンバーは2分の1を下回ってはならない）。（外国の教育機関、その他組織もしくは個人は、単独で中国の公民を主な応募対象とする学校およびその他教育機関（非学制類の職業技能研修を含まず）を設立してはならないものの、外国の教育機関は中国の教育機関と合作して、中国の公民を主な応募対象とする教育機関を開設することができる。） 36. 義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
13、衛生および社会事業		
(27)	衛生	37. 医療機関は合弁、合作に限る。
14、文化、スポーツおよび娯楽業		
(28)	ニュース出版	38. 報道機関への投資を禁止する（通信社を含むが、この限りではない）。（外国の報道機関は、中国国内において常駐報道機関を設立、中国に常駐特派員を派遣する場合、中国政府の批准を経なければならない。外国の通信社は中国国内においてニュースに係るサービス業務を提供する場合、中国政府が審査・批准をしなければならない。中外報道機関による業務の合作は、中国側が主導し、且つ中国政府の批准を経なければならない。） 39. 書籍、新聞、定期刊行物、音声・映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。（但し中国政府の批准を経て、合作の中国側の経営主導権と内容最終審査権を確実に保証し、合わせて中国政府が承認回答したその他条件を遵守する場合、中外出版単位はニュース出版に係る中外合作出版プロジェクトを行うことができる。中国政府の批准を経ていない場合、中国国内における金融情報サービスの提供を禁止する。）
(29)	ラジオ・テレビの放送、伝送、制作、経営	40. 各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（電波塔、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波中継局、監視・モニタリング局および有線ラジオ・テレビ伝送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信設備据付サービスへの従事を禁止する。（国外衛星チャンネルの国内放送に対して審査・批准制度を実行する。） 41. ラジオ・テレビ番組の制作・経営（輸入業務を含む）会社への投資を禁止する。（国外の映画・テレビドラマの輸入と衛星伝送方式によるその他国外のテレビ番組の輸入は国家広播電視総局が指定する単位が申告する。中外合作により制作するテレビドラマ（テレビアニメを含む）に対して許可制度を実行する。）
(30)	映画の制作、配給、放映	42. 映画館の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。（映画の放映は、中国政府が規定する国産映画と輸入映画の放映時間の比率に合致しなければならない。放映単位による国産映画の年間放映時間は年間放映時間合計の3分の2を下回ってはならない。） 43. 映画制作会社、配給会社、興行会社および映画の輸入業務への投資を禁止する。（但し批准を経て、中外企業が合作して映画を撮影することを許可する。）
(31)	文物の保護	44. 文物を競売するオークション会社、文物商店および国有文物博物館への投資を禁止する。（動かすことのできない文物および国家が出国を禁止する文物の外国人への譲渡、抵当、貸出を禁止する。無形文化遺産に係る調査機関の設立と経営を禁止する。国外の組織もしくは個人は中国国内において無形文化遺産の調査および考古調査、探査、発掘を行う場合、中国と合作する形式を採用し、合わせて専門の審査・批准許可を経なければならない。）
(32)	文化・娯楽	45. 文学・芸術公演団体は中国側が持分支配しなければならない。

(中国語原文)

中华人民共和国国家发展和改革委员会  
中华人民共和国商务部令  
第 18 号

《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018 年版）》已经党中央、国务院同意，现予以发布，自 2018 年 7 月 28 日起施行。2017 年 6 月 28 日国家发展和改革委员会、商务部发布的《外商投资产业指导目录（2017 年修订）》中的外商投资准入特别管理措施（外商投资准入负面清单）同时废止，鼓励外商投资产业目录继续执行。

国家发展和改革委员会主任：何立峰

商务部部长：钟山

2018 年 6 月 28 日

**外商投资准入特别管理措施**

**（负面清单）（2018 年版）**

**说明**

- 一、 《外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《外商投资准入负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施。《外商投资准入负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。
- 二、 《外商投资准入负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后将按时取消或放宽其准入限制。
- 三、 境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。
- 四、 境外投资者不得投资《外商投资准入负面清单》中禁止外商投资的领域；投资《外商投资准入负面清单》之内的非禁止投资领域，须进行外资准入许可；投资有股权要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。
- 五、 境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，涉及外商投资项目和企业设立及变更事项的，按照现行规定办理。
- 六、 《外商投资准入负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。

七、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国与有关国家签订的自由贸易区协议和投资协定、我国参加的国际条约对符合条件的投资者有更优惠开放措施的，按照相关协议或协定的规定执行。在自由贸易试验区等特殊经济区域对符合条件的投资者实施更优惠开放措施的，按照相关规定执行。

八、《外商投资准入负面清单》由发展改革委、商务部会同有关部门负责解释

### 外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018年版）

序号	领域	特别管理措施
<b>一、农、林、牧、渔业</b>		
(一)	种业	1. 小麦、玉米新品种选育和种子生产须由中方控股。 2. 禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。 3. 禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因品种选育及其转基因种子（苗）生产。
(二)	渔业	4. 禁止投资中国管辖海域及内陆水域水产品捕捞。
<b>二、采矿业</b>		
(三)	石油和天然气开采业	5. 石油、天然气（含煤层气，油页岩、油砂、页岩气等除外）的勘探、开发限于合资、合作。
(四)	有色金属矿和非金属矿采选及开采辅助活动	6. 禁止投资钨、钼、锡、锑、萤石勘查、开采。 7. 禁止投资稀土勘查、开采及选矿。 8. 禁止投资放射性矿产勘查、开采及选矿。
<b>三、制造业</b>		
(五)	印刷业	9. 出版物印刷须由中方控股。
(六)	核燃料及核辐射加工业	10. 禁止投资放射性矿产冶炼、加工，核燃料生产。
(七)	中药饮片加工及中成药生产	11. 禁止投资中药饮片的蒸、炒、炙、煅等炮制技术的应用及中成药保密处方产品的生产。
(八)	汽车制造业	12. 除专用车、新能源汽车外，汽车整车制造的中方股比不低于50%，同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业。（2020年取消商用车制造外资股比限制。2022年取消乘用车制造外资股比限制以及同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业的限制）
(九)	通信设备制造	13. 卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。
(十)	其他制造业	14. 禁止投资宣纸、墨锭生产。
<b>四、电力、热力、燃气及水生产和供应业</b>		
(十一)	核力发电	15. 核电站的建设、经营须由中方控股。
(十二)	管网设施	16. 城市人口50万以上的城市燃气、热力和供排水管网的建设、经营须由中方控股。
<b>五、批发和零售业</b>		
(十三)	烟草制品	17. 禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。
<b>六、交通运输、仓储和邮政业</b>		
(十四)	水上运输业	18. 国内水上运输公司须由中方控股。 19. 国内船舶代理公司须由中方控股。
(十五)	航空客货运输	20. 公共航空运输公司须由中方控股，且一家外商及其关联企业投资比例不得超过25%，法定代表人须由中国籍公民担任。

(十六)	通用航空服务	21. 通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。
(十七)	机场和空中交通管理	22. 民用机场的建设、经营须由中方相对控股。 23. 禁止投资空中交通管制。
(十八)	邮政业	24. 禁止投资邮政公司、信件的国内快递业务。
<b>七、信息传输、软件和信息技术服务业</b>		
(十九)	电信	25. 电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过50%（电子商务除外），基础电信业务须由中方控股。
(二十)	互联网和相关服务	26. 禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。
<b>八、金融业</b>		
(二十一)	资本市场服务	27. 证券公司的外资股比不超过51%，证券投资基金管理公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制） 28. 期货公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制）
(二十二)	保险业	29. 寿险公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制）
<b>九、租赁和商务服务业</b>		
(二十三)	法律服务	30. 禁止投资中国法律事务（提供有关中国法律环境影响的信息除外），不得成为国内律师事务所合伙人。
(二十四)	咨询与调查	31. 市场调查限于合资、合作，其中广播电视收听、收视调查须由中方控股。 32. 禁止投资社会调查。
<b>十、科学研究和技术服务业</b>		
(二十五)	研究和试验发展	33. 禁止投资人干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。 34. 禁止投资人文社会科学研究机构。
(二十六)	专业技术服务业	35. 禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、地面移动测量、行政区域界线测绘，地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图、真三维地图和导航电子地图编制，区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查。
<b>十一、水利、环境和公共设施管理业</b>		
(二十七)	野生动植物保护	36. 禁止投资国家保护的原产于中国的野生动植物资源开发。
<b>十二、教育</b>		
(二十八)	教育	37. 学前、普通高中和高等教育机构限于中外合作办学，须由中方主导（校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍，理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于1/2）。 38. 禁止投资义务教育机构、宗教教育机构。
<b>十三、卫生和社会工作</b>		
(二十九)	卫生	39. 医疗机构限于合资、合作。
<b>十四、文化、体育和娱乐业</b>		
(三十)	新闻出版	40. 禁止投资新闻机构（包括但不限于通讯社）。 41. 禁止投资图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务。
(三十一)	广播 电视 播出、传输、制作、经营	42. 禁止投资各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。 43. 禁止投资广播电视台节目制作经营（含引进业务）公司。
(三十二)	电影制作、发行、放映	44. 电影院建设、经营须由中方控股。 45. 禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。
(三十三)	文物保护	46. 禁止投资文物拍卖的拍卖公司、文物商店和国有文物博物馆。
(三十四)	文化娱乐	47. 演出经纪机构须由中方控股。 48. 禁止投资文艺表演团体。

中华人民共和国国家发展和改革委员会  
中华人民共和国商务部令  
第 19 号

《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018年版）》已经党中央、国务院同意，现予以发布，自2018年7月30日起施行。2017年6月5日国务院办公厅印发的《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2017年版）》同时废止。

国家发展和改革委员会主任：何立峰  
商务部部长：钟山  
2018年6月30日

**自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施  
(负面清单) (2018年版)  
说明**

- 一、《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《自贸试验区负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施，适用于自由贸易试验区。《自贸试验区负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。
- 二、《自贸试验区负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后将按时取消或放宽其准入限制。
- 三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。
- 四、境外投资者不得投资《自贸试验区负面清单》中禁止外商投资的领域；投资《自贸试验区负面清单》之内的非禁止投资领域，须进行外资准入许可；投资有股比要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。
- 五、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，涉及外商投资项目和企业设立及变更事项的，按照现行规定办理。
- 六、《自贸试验区负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。
- 七、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸

关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国与有关国家签订的自由贸易区协议和投资协定、我国参加的国际条约对符合条件的投资者有更优惠开放措施的，按照相关协议或协定的规定执行。

八、《自贸试验区负面清单》由发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。

### 自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施 (负面清单) (2018年版)

序号	领域	特别管理措施
<b>一、农、林、牧、渔业</b>		
(一)	种业	1. 小麦、玉米新品种选育和种子生产的中方股比不低于34%。 2. 禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产(包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因)。 3. 禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因品种选育及其转基因种子(苗)生产。
(二)	渔业	4. 禁止投资中国管辖海域及内陆水域水产品捕捞。
<b>二、采矿业</b>		
(三)	有色金属矿和非金属矿采选及开采辅助活动	5. 禁止投资钨、钼、锡、锑、萤石勘查、开采。 6. 禁止投资稀土勘查、开采及选矿。(未经允许,禁止进入稀土矿区或取得矿山地质资料、矿石样品及生产工艺技术。) 7. 禁止投资放射性矿产勘查、开采及选矿。
<b>三、制造业</b>		
(四)	印刷业	8. 出版物印刷须由中方控股。
(五)	中药饮片加工及中成药生产	9. 禁止投资中药饮片的蒸、炒、炙、煅等炮制技术的应用及中成药保密处方产品的生产。
(六)	汽车制造业	10. 除专用车、新能源汽车外,汽车整车制造的中方股比不低于50%,同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业。(2020年取消商用车制造外资股比限制。2022年取消乘用车制造外资股比限制以及同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业的限制)
(七)	通信设备制造	11. 卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。
(八)	其他制造业	12. 禁止投资宣纸、墨锭生产。
<b>四、电力、热力、燃气及水生产和供应业</b>		
(九)	核电发电	13. 核电站的建设、经营须由中方控股。
(十)	管网设施	14. 城市人口50万以上的城市燃气、热力和供排水管网的建设、经营须由中方控股。
<b>五、批发和零售业</b>		
(十一)	烟草制品	15. 禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。
<b>六、交通运输、仓储和邮政业</b>		
(十二)	水上运输业	16. 国内水上运输公司须由中方控股。(且不得经营或租用中国籍船舶或者舱位等方式变相经营国内水路运输业务及其辅助业务;水路运输经营者不得使用外国籍船舶经营国内水路运输业务,但经中国政府批准,在国内没有能够满足所申请运输要求的中国籍船舶,并且船舶停靠的港口或者水域为对外开放的港口或者水域的情况下,水路运输经营者可以在中国政府规定的期限或者航次内,临时使用外国籍船舶经营中国港口之间的海上运输和拖航。) 17. 国内船舶代理公司须由中方控股。
(十三)	航空客货运输	18. 公共航空运输公司须由中方控股,且一家外商及其关联企业投资比例不得超过25%,法定代表人须由中国籍公民担任。(只有中国公共航空运输企业才能经

		营国内航空服务，并作为中国指定承运人提供定期和不定期国际航空服务。)
(十四)	通用航空服务	19. 通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。
(十五)	机场和空中交通管理	20. 民用机场的建设、经营须由中方相对控股。 21. 禁止投资空中交通管制。
(十六)	邮政业	22. 禁止投资邮政公司（和经营邮政服务）、信件的国内快递业务。
<b>七、信息传输、软件和信息技术服务业</b>		
(十七)	电信	23. 电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过50%（电子商务除外），基础电信业务须由中方控股（且经营者须为依法设立的专门从事基础电信业务的公司）。上海自贸试验区原有区域（28.8平方公里）试点政策推广至所有自贸试验区执行。
(十八)	互联网和相关服务	24. 禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。
<b>八、金融业</b>		
(十九)	资本市场服务	25. 证券公司的外资股比不超过51%，证券投资基金管理公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制） 26. 期货公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制）
(二十)	保险业	27. 寿险公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制）
<b>九、租赁和商务服务业</b>		
(二十一)	法律服务	28. 禁止投资中国法律事务（提供有关中国法律环境影响的信息除外），不得成为国内律师事务所合伙人。（外国律师事务所只能以代表机构的方式进入中国，且不得聘用中国执业律师，聘用的辅助人员不得为当事人提供法律服务；如在华设立代表机构、派驻代表，须经中国司法行政部门许可。）
(二十二)	咨询与调查	29. 市场调查限于合资、合作，其中广播收听、收视调查须由中方控股。 30. 禁止投资社会调查。
<b>十、科学研究和技术服务业</b>		
(二十三)	研究和试验发展	31. 禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。 32. 禁止投资人文社会科学研究机构。
(二十四)	专业技术服务业	33. 禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、地面移动测量、行政区域界线测绘，地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图、真三维地图和导航电子地图编制，区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查。
<b>十一、水利、环境和公共设施管理业</b>		
(二十五)	野生动植物保护	34. 禁止投资国家保护的原产于中国的野生动植物资源开发。
<b>十二、教育</b>		
(二十六)	教育	35. 学前、普通高中和高等教育机构限于中外合作办学，须由中方主导（校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍（且在中国境内定居），理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于1/2）。（外国教育机构、其他组织或者个人不得单独设立以中国公民为主要招生对象的学校及其他教育机构（不包括非学制类职业技能培训），但是外国教育机构可以同中国教育机构合作举办以中国公民为主要招生对象的教育机构。） 36. 禁止投资义务教育机构、宗教教育机构。
<b>十三、卫生和社会工作</b>		
(二十七)	卫生	37. 医疗机构限于合资、合作。
<b>十四、文化、体育和娱乐业</b>		

(二十八)	新闻出版	38. 禁止投资新闻机构（包括但不限于通讯社）。（外国新闻机构在中国境内设立常驻新闻机构、向中国派遣常驻记者，须经中国政府批准。外国通讯社在中国境内提供新闻的服务业务须由中国政府审批。中外新闻机构业务合作，须中方主导，且须经中国政府批准。） 39. 禁止投资图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务。（但经中国政府批准，在确保合作中方的经营主导权和内容终审权并遵守中国政府批复的其他条件下，中外出版单位可进行新闻出版中外合作出版项目。未经中国政府批准，禁止在中国境内提供金融信息服务。）
(二十九)	广播电视台播出、传输、制作、经营	40. 禁止投资各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。（对境外卫星频道落地实行审批制度。） 41. 禁止投资广播电视台节目制作经营（含引进业务）公司。（引进境外影视剧和以卫星传送方式引进其他境外电视节目由广电总局指定的单位申报。对中外合作制作电视剧（含电视动画片）实行许可制度。）
(三十)	电影制作、发行、放映	42. 电影院建设、经营须由中方控股。（放映电影片，应当符合中国政府规定的国产电影片与进口电影片放映的时间比例。放映单位年放映国产电影片的时间不得低于年放映电影片时间总和的2/3。） 43. 禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。（但经批准，允许中外企业合作摄制电影。）
(三十一)	文物保护	44. 禁止投资文物拍卖的拍卖公司、文物商店和国有文物博物馆。（禁止不可移动文物及国家禁止出境的文物转让、抵押、出租给外国人。禁止设立与经营非物质文化遗产调查机构；境外组织或个人在中国境内进行非物质文化遗产调查和考古调查、勘探、发掘，应采取与中国合作的形式并经专门审批许可。）
(三十二)	文化娱乐	45. 文艺表演团体须由中方控股。

## 【ご注意】

- 法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責**：
  - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。